

解約トラブルなんでも110番

～エステ・結婚情報サービス・スポーツクラブ・老人ホームなどなど～

消費者機構日本では、2008年2月16日（土）、2月17日（日）の2日間、「解約トラブルなんでも110番～エステ・結婚情報サービス・スポーツクラブ・老人ホームなどなど～」を実施します。

当機構の110番は、消費者から直接電話でトラブル情報を収集するものです。これまでは消費者契約法の裁判例が多い分野をテーマに実施してきましたが、今回はテーマを限定せずに、契約の条件が消費者にとって不利と思われる契約書の情報収集を行います。副題にエステ・結婚情報サービス・スポーツクラブ・老人ホームをあげましたが、その他、予備校や塾などのスクール契約、プロバイダー契約、中古車販売契約など、あらゆる契約について「これって消費者に不利な条項??」と思われる契約書がありましたら、情報提供をお願いします。

実施日時 2008年2月16日(土)10時～16時
17日(日)10時～16時

電話番号 03-3265-9992*上記2日間のみ電話番号です。
FAX(03-5216-6077)、ホームページ(<http://www.coj.gr.jp/>)でも情報を受け付けます。

エステは解約できたけど、次々にお買わされた化粧品は解約できないと言われた。一度も使っていないのに・・・。

スポーツクラブの施設を利用中にケガをしたのに、一切損害賠償の責任は負わないと言われている。

結婚相手紹介サービスを退会しようとしたら、入会金や会費などは一切返金しないと言われた。

老人ホームに入居した。契約時の説明と違うのですぐに退去したが、入居一時金は一切返さないと言われた。

適格消費者団体・特定非営利活動法人



消費者機構日本

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

ホームページ:<http://www.coj.gr.jp/>

※ 消費者機構日本の組織概要、当機構の110番と個人情報の取扱いについての注意事項は、裏面に記載しています。ご覧下さい。

【消費者機構日本について】

消費者被害の拡大防止・未然防止のため、消費者団体訴訟制度の活用を目指して、2004年9月17日に発足したNPO法人です。団体正会員は(財)日本消費者協会、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本生活協同組合連合会の3団体。個人正会員は、学識者、専門家、消費者団体関係者など127人。(2007年12月13日現在)

【消費者機構日本の110番について】

- 消費者トラブルの要因となった勧誘行為・約款の情報収集です。助言のみの対応となります。事業者との間に立った交渉や斡旋解決は行いません。
- 提供いただいた情報については、検討後、必要に応じて事業者の不当な勧誘行為・契約条項の是正取り組みを行います。
- 特定の個人を識別できる情報を除いて統計資料・事例として整理・集計し、当機構ホームページで消費者に注意喚起情報として提供することがあります。

【個人情報の取り扱いについて】

この110番で取得した個人情報は、その個人への追加の助言並びに聞き取りなど、本人への連絡が必要な場合のみ使用します。それら以外で使用する場合は、あらかじめ本人の同意を得ます。